（漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令の一部改正）

第十条　漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定第一条1の日本国沿岸の地先沖合の公海水域における漁業の操業の調整に関する省令（昭和五十年農林省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（停船等） **第十六条**　（略） 2　操業責任者が、ソ連の漁船による操業により漁船又は漁具に損傷を受けた場合において、ソ連の漁船の操業責任者に対して停船を求めるときは、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。 一　信号旗Lを掲げること。 二　サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。 三　投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行うこと。 3　（略）	（停船等） **第十六条**　（略） 2　操業責任者が、ソ連の漁船による操業により漁船又は漁具に損傷を受けた場合において、ソ連の漁船の操業責任者に対して停船を求めるときは、政府間海事協議機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。 一　信号旗Lを掲げる。 二　サイレン、汽笛その他の音響信号器によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。 三　投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。 3　（略）

（輸出水産業の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　輸出水産業の振興に関する法律施行規則（昭和二十九年農林省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（登録を受けることを要しない場合） **第三条**　法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） 三　鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鯨体処理場（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第百九条の鯨体処理場をいう。）又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合	（登録を受けることを要しない場合） **第三条**　法第三条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　（略） 三　鯨油又は国内真珠の製造の用に供する事業場が鯨体処理場（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第八十三条に規定する鯨体処理場をいう。）又は国内真珠の穴明け作業のみを行なう事業場である場合

（漁業センサス規則の一部改正）

第十二条　漁業センサス規則（昭和三十八年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の範囲） **第五条**　海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十八条第五項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。 2・3　（略）	（調査の範囲） **第五条**　海面漁業調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十六条第一項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。 2・3　（略）